

戸田市保育料等算定に係る「家計の主宰者」認定基準

令和8年8月

「戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例別表」に規定する保育料の算定及びその他保育幼稚園課所掌事務(以下「保育料等」という。)における、父母以外の扶養義務者となる「家計の主宰者」の認定を適正に行うため、基準を設定する。

なお、保育料等の算定にあたっては、対象児童と生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の課税額の合計額により行うことを原則とする。

1 下記の(1)、(2)のいずれも該当する場合、同居の扶養義務者(祖父母等)の年間所得が父母以上でその世帯の最多所得または最多課税者を「家計の主宰者」とする。

(1) 父母ともに市民税非課税である。

(2) 父母それぞれの合計所得金額が58万円未満である。

2 上記1に^よ^{がた}り難い場合、下記の状況を総合的に勘案して「家計の主宰者」の認定を行う。

(1) 対象児童を地方税法上の扶養親族としているか。

(2) 対象児童を健康保険等において扶養親族としているか。